平成２９年（フ）第２８２１号
東京都三鷹市牟礼５丁目12―32―101
債務者　仲野　達雄
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８号
静岡市駿河区下島433番地　フェリーナＳ301号
債務者　中川　俊之
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２号
静岡市清水区七ツ新屋１丁目６番１号　セントポーリア203号、旧住所静岡市清水区真砂町５番２号　シャレーム清水501
債務者　伊佐治文浩
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２４号
静岡市葵区八千代町32―１　柴田ハイツ206、住民票上の住所静岡市葵区瀬名６丁目37番15号
債務者　高木　里美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５号
静岡県浜松市西区舘山寺町2734番地
債務者　永田　祐也
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８０３号
東京都中野区江原町１丁目11―５　大洋ハウス２Ｆ
債務者　松本　毅雄
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４号
神奈川県大和市深見3920番地10　藤原荘２号
債務者　樋口　芳行
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７３号
横浜市中区本郷町３丁目119番地　ヒルトップオオタＡ棟202号室
債務者　佐藤真理子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２８号
神奈川県大和市桜森２丁目５番６号　プロシードⅡ―102号
債務者　藤田　宏克
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６９号
横浜市港南区野庭町611番地　野庭団地１棟131号渡邉方
債務者　田代　敏之
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７３号
横浜市鶴見区岸谷３丁目４番20号　杉浦ビル301
債務者　山口　　正
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８４号
横浜市南区大岡１丁目17番12号　キャトルセゾン201
債務者　富岡　拓也
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９０号
横浜市旭区西川島町112番地８
債務者　宮田　文夫
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２６号
横浜市神奈川区子安通３丁目378番地　レクセル新子安1101号
債務者　池上智栄子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８６号
横浜市旭区市沢町307番地５　大吉スカイハイツＮＯ．７　102号
債務者　竹花　節子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部